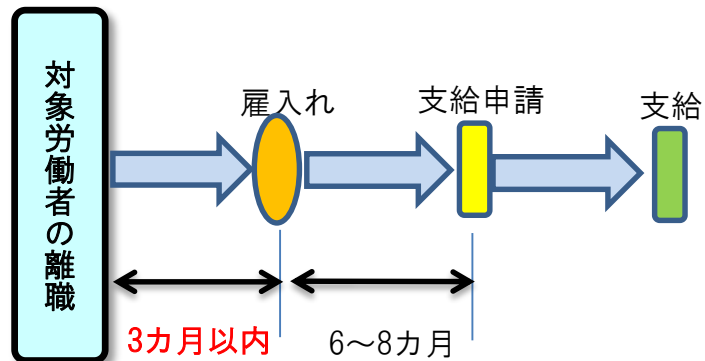


受入れに対する助成

B 早期雇入れ支援コース

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を、早期（離職後3か月以内）に、期間の定めのない労働者として雇い入れた事業主に対して助成（30万円（成熟産業から成長産業への労働移動の場合は80万円（40万円×2回）））。



C 人材育成支援コース

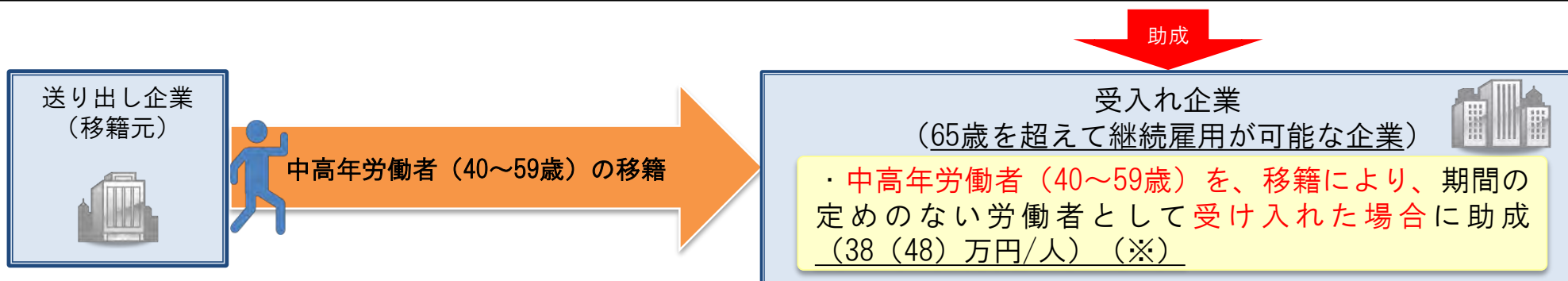
事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を、期間の定めのない労働者として雇入れて訓練を実施した事業主に対して、その費用の一部を助成（OJT：800円、900円（※）/時・人、Off-JT：900円、1,000円（※）/時・人＋訓練実費上限30万円）。

（※）は成熟産業から成長産業への労働移動の場合。



D 生涯現役移籍受入れ支援コース

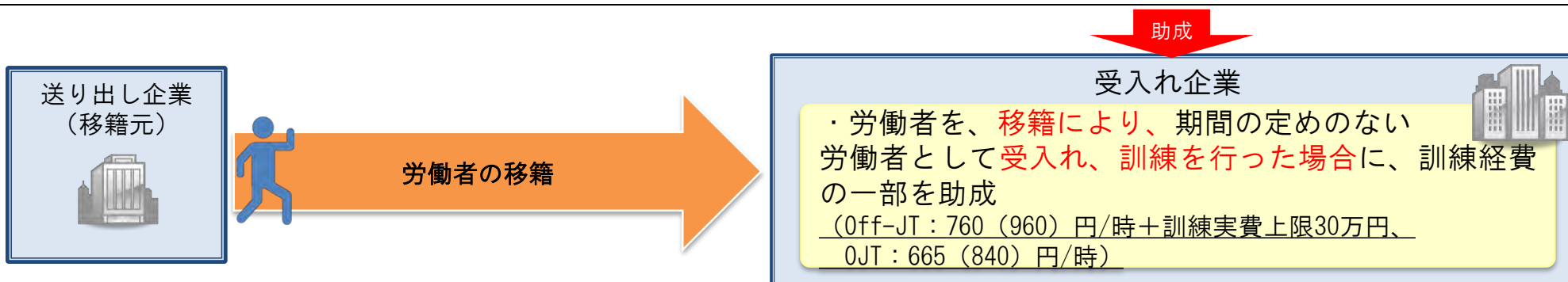
労働者が職業生活全般を展望した職業生活設計を行っていく中で、65歳を超えても安定的な雇用機会を得ることができるよう、キャリアチェンジを希望する中高年人材の受入れを実施する生涯現役企業（65歳を超えて継続雇用が可能な企業）等を支援する助成措置を講じる。



(※) () の助成額は、生産性要件を満たした場合の助成額。

E 移籍人材育成支援コース

労働者が職業生活全般を展望した職業生活設計を行っていく中で、65歳を超えても安定的な雇用機会を得ることができるよう、移籍により労働者を受入れ、受入れ後に訓練を実施する企業を支援する助成措置を講じる。



(※) 「生涯現役移籍受入コース」は「移籍人材育成支援コース」と併用可能

(※) () の助成額は、生産性要件を満たした場合の助成額。